

# 壹岐市歴史文化基本構想

平成 31 年 3 月

壹岐市教育委員会

## 例 言

1. 本構想書は、壱岐市の歴史文化の保存活用及び継承を図るために関連する文化財の総合的把握を行い、将来的なまちづくりの方針や方向性を示すために、平成28年度文化庁文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）・平成29年度文化庁文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）・平成30年度文化庁文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）の国庫補助を活用して策定したものです。
2. 本構想書の策定に当たっては、壱岐市歴史文化基本構想策定委員会を組織し、事務局は壱岐市教育委員会文化課が担当しました。
3. 本構想書に掲載している文化財の中で、指定・登録・認定文化財については、本書発行時点のものです。

## はじめに

### ～ 海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、壱岐 ～

朝鮮半島と九州本土の間、玄界灘に浮かぶ面積約 139 km<sup>2</sup>の壱岐島内には、国指定の特別史跡原の辻遺跡や史跡勝本城跡を始めとする多くの文化財があり、旧石器時代から現在に至るまでこの島で生活した先人たちの歴史を垣間見ることができる魅力ある島です。中国大陸・朝鮮半島から対馬、壱岐、九州本土を結ぶこの島は、交通の要衝として、また交易の中継地として重要視されてきました。それゆえに刀伊の入寇や元軍の襲来を被った島でもあります。また、食や自然にも恵まれた島として、多くの文化が今に伝えられています。

壱岐島も、人口減少や少子高齢化に見られる急激な社会の変化や生活環境の変化で貴重な文化財が失われつつあり、歴史文化遺産を次世代に繋げていくことが難しくなっています。

壱岐市では、平成 28 年度から 3 か年をかけて、この島の歴史文化遺産を改めて把握し、これらを島の宝“壱岐遺産”として後世に伝え、活用していくための『壱岐市歴史文化基本構想』を策定しました。本構想は、壱岐島内の貴重な文化財の適切な保護・保存を行うとともに、魅力あるまちづくりにも広く活用されることを願うものです。

本構想の策定により、壱岐市民の皆様が地域文化財を身近なものに感じ、郷土への愛着を深めていただければありがたいです。

結びに、この基本構想策定に多大なご尽力をいただきました壱岐市歴史文化基本構想策定委員会の委員の皆様をはじめ、本事業にご協力いただきました関係の皆様へ心から御礼を申し上げ、ご挨拶と致します。

平成 31 年 3 月

壱岐市教育委員会  
教育長 久保田 良和

# 目 次

はじめに

## 第1章 壱岐市歴史文化基本構想の概要

|              |   |
|--------------|---|
| 第1節 事業の背景と目的 | 1 |
| 第2節 事業の位置付け  | 2 |
| 第3節 事業の内容    | 6 |
| 第4節 実施体制     | 7 |

## 第2章 壱岐市の概要

|           |    |
|-----------|----|
| 第1節 自然的環境 | 8  |
| 第2節 歴史的環境 | 12 |
| 第3節 社会的環境 | 18 |

## 第3章 壱岐市内にある文化財の総合的把握

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第1節 既知の文化財          | 22 |
| 第2節 文化財調査方法         | 23 |
| 第3節 壱岐市における文化財の抽出基準 | 23 |
| 第4節 壱岐遺産の捉え方        | 24 |
| 第5節 関連文化財群の設定       | 25 |

## 第4章 歴史文化保存活用区域の設定

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第1節 歴史文化保存活用区域設定の方針 | 61 |
| 第2節 歴史文化保存活用区域の設定   | 61 |

## 第5章 壱岐遺産保存活用における問題点と基本方針

|                   |    |
|-------------------|----|
| 第1節 現状及び問題点の把握    | 71 |
| 第2節 壱岐遺産の保存活用基本理念 | 73 |
| 第3節 壱岐遺産保存活用の基本方針 | 74 |

## 第6章 保存活用計画作成に関する基本方針

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第1節 壱岐遺産の包括的な保存活用計画   | 78 |
| 第2節 歴史文化保存活用区域の保存活用計画 | 78 |

## 第7章 壱岐遺産保存活用事業の考え方

|   |    |
|---|----|
| 第1節 早期に着手する保存活用事業<br>（壱岐らしさ追及プロジェクト）の方針 | 79 |
| 第2節 早期に着手する保存活用事業                       | 80 |

## 第8章 歴史文化保存活用区域の保存活用の考え方

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 第1節 「一支国の王都と在の景観」の<br>早期に着手する保存活用 | 84 |
| 第2節 「古代壱岐国の中心地」の<br>早期に着手する保存活用   | 87 |
| 第3節 「海のくらしと歴史の舞台」の<br>早期に着手する保存活用 | 91 |

## 第9章 壱岐遺産保存活用の実現に向けた取り組みと課題

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第1節 体制づくり       | 94 |
| 第2節 共同参画と取り組み展開 | 95 |
| 第3節 防災・防犯等      | 95 |
| 第4節 情報発信        | 96 |
| 第5節 実現に向けた課題    | 97 |

|      |    |
|------|----|
| ○ 資料 | 98 |
|------|----|

## 第1章 壱岐市歴史文化基本構想の概要

### 第1節 事業の背景と目的

九州本土と朝鮮半島の上に位置する壱岐は、中国の歴史書『三国志』の「魏書」東夷伝倭人条（以後、「魏志倭人伝」）に「一支国」と記され、また中世には朝鮮からの使者が寄港し朝鮮王朝から図書を受けるなど、古くから大陸文化や交易の中継地点であった。一方、辺境の島であるがゆえに、古代には防人が置かれ、中世には2度にわたる元寇など、たびたび異国からの襲来を受けた。さらに、第一次世界大戦後には砲台が築かれるなど、古くから現在に至るまで国防の要衝として、重要な役割を果たしてきた。

市内には国特別史跡原の辻遺跡をはじめ、280基もの古墳や文永・弘安の役古戦場、国史跡勝本城跡、朝鮮通信使迎撃所跡、黒崎砲台跡など、その歴史を物語る多くの文化財が残されている。また、壱岐対馬国定公園に指定される自然環境や、在（内陸の農村）や鯨組などの浦（漁村）のくらしに残されている風土が育んだ民俗も、壱岐の財産といえる。

平成27年には「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」として島内の重要な遺跡や景観などが日本遺産第1号に認定され、さらに平成29年には『土肥家文書』のひとつ「朝鮮通信使迎撃所絵図」が「朝鮮通信使」に関わるものとしてユネスコの「世界の記憶」に選定されている。

これらの文化財や文化遺産は、総合的な活用により地域の活性化に資することが期待される。

壱岐市は、平成16年に郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町が合併して誕生した。旧4町の指定文化財については、合併前に各町が文化財誌を作成している。また合併後は旧町指定の文化財を市指定として、平成29年3月に『壱岐市の文化財』を刊行している。しかし、過去の文化財指定時の調査から長期間が過ぎているものもあり、現状を把握しきれしていない。また統一した基準のもとに整理されていない。

文化財の保存活用については総合的な構想がなく、現在までは個別の計画のもとに保存・活用・整備を進めてきた。さらに、壱岐に育まれてきた民俗についても、近年では、その伝承が難しくなってきたものもある。

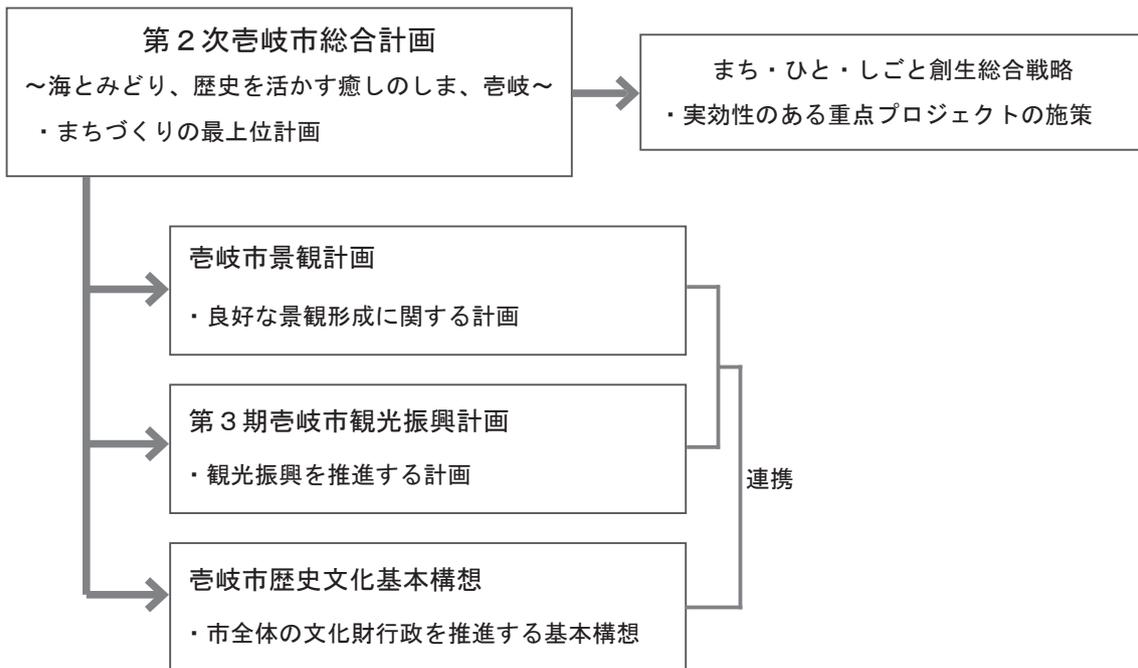
今後、壱岐市の歴史文化の保存と継承、また担い手の拡充を図るために、市内の文化財を指定の有無や類型にとらわれず総合的に把握し、関連する文化財と自然環境・民俗を一体的に保存活用していくための総合的な方針や方向性を示す計画を策定する必要がある。

この歴史文化基本構想では、壱岐の歴史文化の特徴を「壱岐らしさ」として捉え、将来にわたってこれを伝承し、ひいてはふるさと壱岐の持続的な維持発展の一環として、壱岐市の歴史文化を活かした地域づくりの基本方針を策定することを目的とする。

## 第2節 事業の位置付け

壱岐市歴史文化基本構想は、壱岐市の文化財保護行政を推進するための基本的な方針にとどまらず、“壱岐らしさ”を探求し、まちづくりに活かしていくための基本構想として位置付ける。

この構想は、上位計画となる第2次壱岐市総合計画のもとに策定するものである。また、運用においては壱岐市景観計画、第3期壱岐市観光振興計画と連携したものとする。さらに、まち・ひと・しごと創生総合戦略とも関連した取り組みとなる。



上記の施策のほか、壱岐市の歴史文化に関わる主な既済事業として次の二事業がある。

### ① 勝本浦地区街なみ環境整備地区

平成17年度より22年度までに街なみの修景整備が実施され、良好な景観を形成している。

平成17年度：学識経験者による「まちなみ（歴史的建造物群）の実態調査」

勝本浦地区美しいまちづくり基本計画策定

平成18年度：勝本浦地区街なみ環境整備事業計画策定

平成19年度：勝本浦地区街なみ環境整備事業 着手

平成20～22年度：勝本浦地区修景事業 実施

### ② 特別史跡原の辻遺跡保存整備事業

平成22年度までに保存整備事業を実施し、史跡指定地内の主要区域の復元等を行い、史跡公園として公開している。また、関連して市立一支国博物館を建設し、原の辻遺跡だけでなく壱岐の通史にかかわる博物館として活動を行っている。

## ■ 第2次壱岐市総合計画

|           |  |
|-----------|--|
| 策定年月日     | 平成27年3月  |
| 計画の位置付    | ・市の行政運営における最上位の計画  |
| 計画の概要     | <p>将来像：海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、壱岐<br/>(いきいきアイランド)</p> <p>基本理念：共創・協働のしまづくり</p> <p>基本指針 (1) 産業振興で活力あふれるまちづくり<br/>(2) 福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり<br/>(3) 安全安心で環境にやさしいまちづくり<br/>(4) 心豊かな人が育つまちづくり<br/>(5) 国内外交流が盛んなまちづくり<br/>(6) 参画と協働による市民が主役のまちづくり</p>   |
| 歴史文化の位置付け | <p>基本指針(4) 心豊かな人が育つまちづくり<br/>(5) 歴史的文化遺産の保護と活用</p> <p>原の辻遺跡、勝本城跡、壱岐古墳群等の史跡、壱岐神楽、松永安左エ門等の偉人など、歴史的文化遺産を市民の共通財産として保存・公開し重要性を広く伝える。特に原の辻遺跡と壱岐古墳群は保存・研究・活用に努め、周辺環境を含めて整備し次世代に伝える。そのための保存管理計画の策定を行う。</p>   |
| 関連事項      | <p>基本指針(1) 産業振興で活力あふれるまちづくり<br/>(5) 魅力ある観光の振興</p> <p>島内の貴重な歴史遺産と壱岐の豊かな自然環境や新鮮な海産物、温泉、人情、それらを活かしたイベントや体験プログラムを魅力的かつ効果的に結び付け、壱岐の島の素晴らしさを全国に発信し、交流人口拡大による地域の経済浮揚を図る。</p> <p>主要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「しまの宝」(食・自然景観、歴史・文化遺産)を活かした観光地・観光商品づくり：「しまの宝」を最大限に活用し、魅力ある着地型旅行商品の開発に努める。</li> <li>・日本遺産に認定された歴史的文化遺産を次世代に伝え、活用し、国内外からの交流人口拡大を図る。</li> </ul> <p>基本指針(3) 安全安心で環境にやさしいまちづくり<br/>(1) 豊かな自然環境の保全と生活環境の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな環境を維持するために、広域的な取り組みにより白砂青松の維持、磯場の保全、健全な生態系の保持、自然とのふれあいを促す。</li> <li>・景観形成において、多様な独自性の高い景観を守りつつ現代の生活と共存を図り、地域の活性化や観光振興につなげる。</li> </ul> |

## ■ 壱岐市景観計画

|        |   |
|--------|---|
| 策定年月日  | 平成 27 年 3 月   |
| 計画の位置付 | ・ 景観行政団体である壱岐市が景観法に基づき策定する良好な景観形成に関する計画   |
| 計画の概要  | <p>・ 景観法に基づき壱岐市景観計画が策定され、壱岐市景観条例は平成 27 年 7 月 1 日より施行されている。</p> <p>基本理念：海とみどりと歴史を受け継ぎ、未来へ伝える景観づくり<br/>市民一人ひとりが笑顔で“いきいき”と暮らすことができるまちへ</p> <p>・ 市全域（139.4k m<sup>2</sup>）が景観計画区域に指定されている。<br/>・ 重点景観計画区域として「原の辻遺跡重点景観計画区域」が、重点景観計画区域候補地として「勝本浦地区」が設定されている。またそれ以外の市全域は一般景観計画区域に設定されている。</p> |
| 関連事項   | <p>・ 原の辻遺跡重点景観計画区域<br/>史跡指定範囲だけでなく周辺に広がる農地（遺跡からの眺望範囲）をバッファゾーンとし良好な歴史的風致を守るために景観保全を図る。</p> <p>・ 原の辻遺跡重点景観計画区域における届出と規制<br/>重点景観計画区域における景観形成の方針に基づき、届出と行為の制限が定められている。開発行為や全ての建造物建設時の届出が義務付けられ、規模や意匠、色彩に制限が定められている。</p>  |

## ■ 第 3 期壱岐市観光振興計画

|           |  |
|-----------|--|
| 策定年月日     | 平成 30 年 3 月  |
| 計画の位置付    | ・ 市の特性を活かした持続可能な観光のまちづくりを目指し、観光振興を推進するための計画  |
| 計画の概要     | コンセプト：実りの島、壱岐～壱岐での体験が人と人をつなぐ～  |
| 歴史文化の位置付け | <p>基本方針 1：「しまの宝」を活かした観光地づくり<br/>（1）食と歴史・文化・自然を活かした魅力ある観光商品づくり</p> <p>・ しまの宝である食、自然景観、歴史・文化遺産を活用し魅力ある滞在型観光の商品化を目指す。</p> |

## ■ 壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略

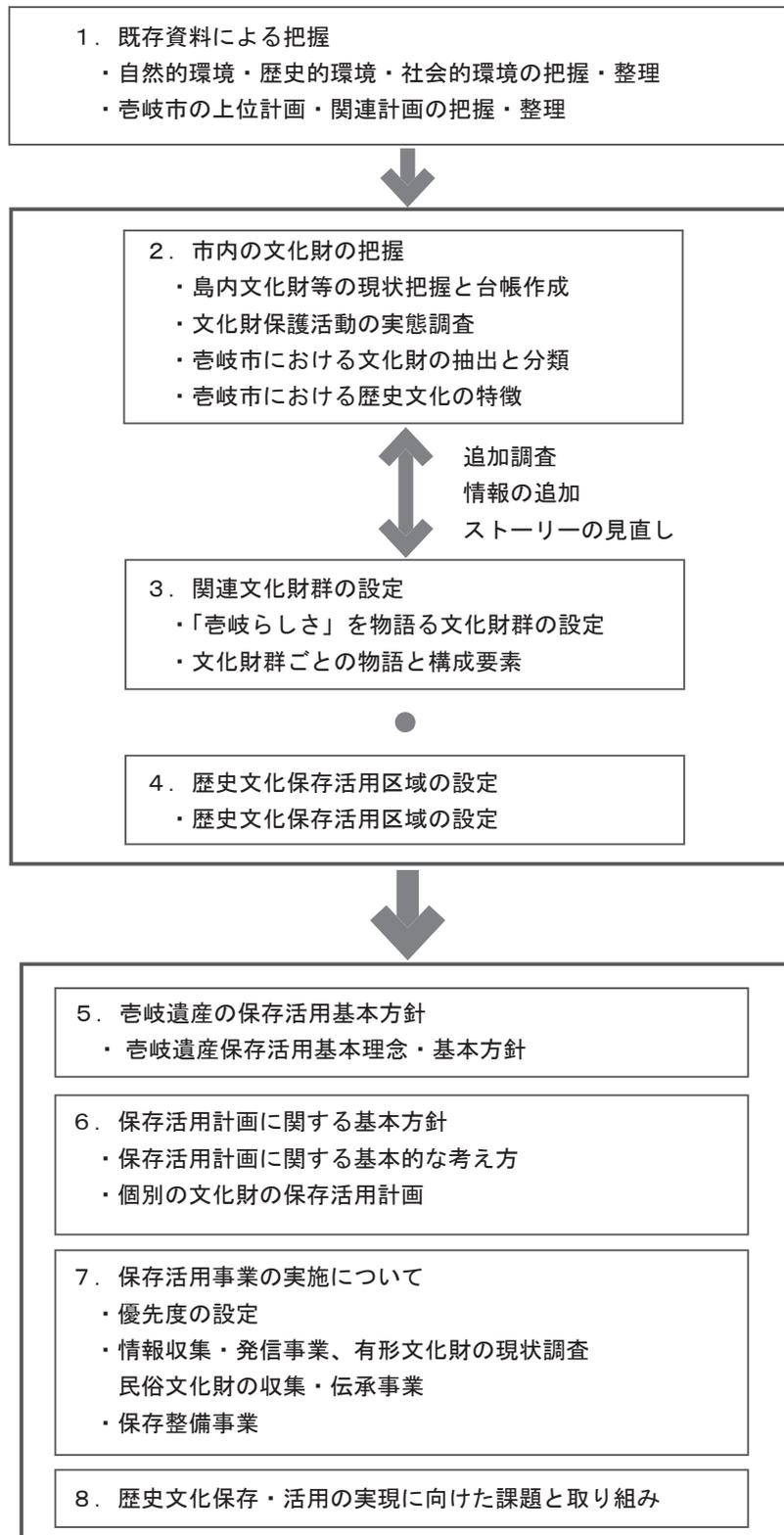
|           |  |
|-----------|--|
| 策定年月日     | 平成 27 年 10 月   |
| 計画の位置付    | ・市の総合計画の方向性に基づき、人口減少克服と地方創生を目的とし、重点プロジェクトを基盤とした実効性のある施策  |
| 計画の概要     | <p>・まち・ひと・しごと創生法に基づき、壱岐市が将来にわたって活力ある豊かな地域社会を維持するための人口減少克服と地方創生を目的とする。</p> <p>基本目標</p> <p>(1) 壱岐の豊かな恵みを活かし、活力あふれるまちづくり</p> <p>(2) 壱岐の魅力を発信し、人が集まるまちづくり</p> <p>(3) 安心・安全で住みやすい魅力あふれるまちづくり</p> <p>(4) 壱岐の将来を担う子どもたちを育むまちづくり</p> |
| 歴史文化の位置付け | <p>基本目標 (2) 壱岐の魅力を発信し、人が集まるまちづくり</p> <p>重点戦略：2-1. 観光振興プロジェクト</p> <p>・壱岐ならではの「自然」「神社・仏閣」「古墳群」を活かした観光地づくり：観光モデルコース造成等</p> <p>・「壱岐島ごっとり市場プロジェクト」事業の推進：体験プログラムの造成</p> <p>・「日本遺産」を活用した島の魅力訴求：五島・対馬と連携した情報発信</p>                   |
| 関連事項      | <p>基本目標 (1) 壱岐の豊かな恵みを活かし、活力あふれるまちづくり</p> <p>重点戦略</p> <p>1-1. 農業振興プロジェクト：①壱岐牛生産体制強化</p> <p>1-2. 壱岐焼酎ブランド化プロジェクト</p>   |

## ■ 壱岐市自治基本条例

|           |   |
|-----------|---|
| 策定年月日     | 平成 30 年 12 月  |
| 計画の位置付    | ・市民の権利を守り、市民を主体したまちづくりの実現を目指して、自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定める条例   |
| 計画の概要     | <p>・壱岐の歴史遺産や島ならではの自然を継承していくため、この島に誇りを持ち、協力してまちづくりに取り組む。また、子供たちの成長に寄与すること、また生涯を通じて学べる社会を実現することで、「教育のしま壱岐」をさらに確立し、壱岐を担う人材を育成する。</p> <p>そのために市民が主役であることを示し、自治の基本理念を確立する。</p> |
| 歴史文化の位置付け | <p>第 6 章 市民参加及び協働</p> <p>第 23 条 市民、市議会及び市長等は、本誌の財産である先人が守り育ててきた素晴らしい自然環境、歴史及び文化を保全し、及び活用し、次の世代に引き継がなければならない。</p>  |

### 第3節 事業の内容

基本構想の策定にあたり、歴史文化の構成要素を抽出し、関連文化財群及び歴史文化保存活用区域を設定した。



※ 沓岐遺産とは第3章で定義する沓岐の文化財等

## 第4節 実施体制

沓崎市歴史文化基本構想の策定にあたり、沓崎市内にある指定・未指定文化財、また自然や民俗も含めた総合的な“沓岐らしさ”の抽出や文化財施策としての検討を進めるために、専門的知見から客観的な意見や助言を受けること、また地域の魅力を抽出することを目的として、「沓崎市歴史文化基本構想策定委員会」を設置し、平成29～30年度に協議・検討を行った。

|      | 氏名     | 役職等                       |
|------|--------|---------------------------|
| 委員長  | 西 高正   | 沓崎市文化財保護審議会委員             |
| 副委員長 | 市山 等   | 長崎県文化財保護指導員 沓崎市文化財保護審議会委員 |
| 委員   | 石井 敏夫  | 元長崎県文化財保護指導員              |
|      | 喜多 正   | 沓崎市文化財保護審議会副会長            |
|      | 立平 進   | 長崎県文化財保護審議会副会長            |
|      | 長嶋 立身  | 沓崎市観光連盟会長                 |
|      | 松崎 靖男  | 長崎県文化財保護指導員 沓崎市文化財保護審議会委員 |
|      | 山内 正志  | 前郷ノ浦町文化財調査委員 環境省自然公園指導員   |
|      | 山西 實   | 沓崎市文化財保護審議会会長             |
|      |        |                           |
| 事務局  | 久保田 良和 | 沓崎市教育委員会教育長               |
|      | 山口 信幸  | 沓崎市教育委員会教育次長（～平成30年3月31日） |
|      | 堀江 敬治  | 沓崎市教育委員会教育次長（平成30年4月1日～）  |
|      | 野元 和夫  | 沓崎市教育委員会文化財課長             |
|      | 河合 雄吉  | 沓崎市教育委員会文化財課文化財班係長        |
|      | 田中 聡一  | 沓崎市教育委員会文化財課文化財班係長        |
|      | 松見 裕二  | 沓崎市教育委員会文化財課文化財班係長        |
|      | 山口 優   | 沓崎市教育委員会文化財課文化財班文化財指導員    |

### ■ 委員会協議事項

#### ・ 第1回委員会

日時：平成29年10月16日

協議内容：事業内容について、構成案、沓岐らしさ試案

#### ・ 第2回委員会

日時：平成30年3月5日

協議内容：既存資料による状況把握、市内文化財の把握、関連文化財群の設定、歴史文化保存活用地区の設定、沓岐遺産の保存活用基本方針、保存活用に関する基本方針、保存活用事業の実施について

#### ・ 第3回委員会

日時：平成30年9月7日

協議内容：計画書全般について

#### ・ 第4回委員会

日時：平成31年2月4日

協議内容：計画書全般について

### ■ シンポジウム

日時：平成30年11月23日

協議内容：歴史文化基本構想概要、文化財保護法改正に伴う保護と活用の考え方、歴史文化基本構想のメリット、文化財の活用により観光や経済的なメリット

## 第2章 壱岐市の概要

### 第1節 自然的環境



壱岐市の位置 (H26 市政要覧より)

#### ① 位置

壱岐市は福岡県と対馬の中間地点で玄界灘に面し、福岡県博多港から郷ノ浦港まで西北 76 km、佐賀県唐津東港から印通寺港まで北 41 km に位置する。また、郷ノ浦港から対馬厳原港までは約 67 km、対馬比田勝港から韓国釜山港までは約 49.5 km の位置にある。



#### ② 地勢

現在の壱岐市は、平成 16 年 3 月 1 日に郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町が合併して誕生した。南北約 17 km、東西約 15 km のやや南北に長い亀状の島で、総面積は 139.42 km<sup>2</sup>、壱岐本島と 23 の属島（有人 4・無人 19）からなる全国で 20 番目（沖縄を除く）に大きな島である。

地形は、主として丘陵性の玄武岩をなし、高度 100 m を超える山地が占める面積は極めてわずかで、最大標高は岳の辻の 212.8 m である。

海岸線は屈曲が多く、発達した海蝕崖が見られる北東部を除けば、大小の湾入がある。特に西岸一帯は激しく溺谷の原型を保っており、南東岸には大小の砂浜が点在する。



壱岐市の地勢

昭和 43 年 7 月 22 日に壱岐市の一部地域が壱岐対馬国定公園に指定され、昭和 53 年 6 月 16 日には辰の島・手長島・妻ヶ島の 3ヶ所が海中公園地区に指定されるなど、自然環境にも恵まれている。

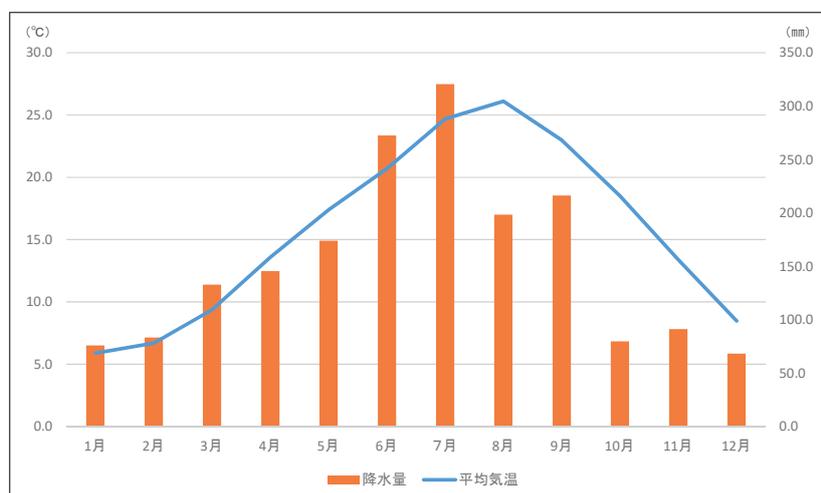
### ③ 水系

分水嶺は西に偏り、谷江川は北西から南東に流れ、西から東に流れる幡鉾川の流域には本島最大の平野（深江田原）が発達している。

### ④ 気候

島の南西を流れる対馬海流の影響を受け、概ね温暖な海洋性気候であり、冬季は比較的暖かいとされる。しかしながら、年間平均気温は 16.0 度（H10～23 の平均）で、県本土の長崎市・佐世保市と比較すると、年間を通して 1～2 度低い。同経度の福岡県北部と比較すると、夏季は涼しく、冬季はやや温暖で、降雪や積雪もまれである。

降水量は 6・7 月の梅雨期と 9 月の秋雨期に多く、県本土よりはやや少ない傾向にある。降水量の年間積数平均は、1916.9 mm（H10～23 の平均）である。



平均気温と降水量（平成 10～23 年）

### ⑤ 生態系

#### 植物

概ね島全域が開墾されているが、島北部の男岳山と東南部の筒城斜面、南部の初瀬にそれぞれ社叢があり、常緑広葉樹が繁茂している。

島内は 1 軒ごとに一定の間隔をとって建てられている散居集落で、その人家の北又は西北側にスダジイを優先種とする常緑広葉樹林の防風林（背戸の山）を持ち、島特有の景観を成している。

辰の島海浜植物群落は昭和 42 年に国天然記念物に指定されている。

島内には分布上貴重な植物がみられる。

南方系の種：アコウ、ギョクシンカ、ミヤコジマツツラフジ、スキヤクジャク、ホウライシダ、リュウキュウコザクラ



深江田原周辺の背戸の山

北方系の種：エゾオオバコ、ハمامギ、ノグルミ、ハマハタザオ  
 大陸系の種：マルバママコナ、ホソバママコナ、キビヒトリシズカ、チョウセンノギク、ダルマガク、アワコガネギク  
 海岸性の種：ハイビャクシン（ソナレ、イワダレネズ）



辰の島海浜植物群落



アコウ



スキヤクジャク

## 動物

島全体が平坦で高い山もなく地形の変化に乏しく、動物相は九州本土と類似している。大陸系の動物は少なく、対馬とは対照的である。また、モグラは生息しない。

哺乳類：食肉類（イタチ、タヌキ等）、コウモリ種（コキクガシラコウモリ等）、ネズミ種（ドブネズミ、アカネズミ等）、歯鯨類（オキゴンドウクジラ等）、イルカ類（カマイルカ、マイルカ等）が見られる。

鳥類：村落や農耕地周辺では、トビ、ハシブトガラス、サギ、ヒヨドリ、コジュケイ、スズメ、モズ、ホオジロ、シジュウカラ、コウライサギ等が見られる。

海岸周辺では水辺に生息する種、アオサギ、カルガモ、クロサギ、ハマシギ、ウミウ等が見られる。

爬虫類：ヤモリ、トカゲ、ジムグリ、シマヘビ、アオダイショウ、マムシなどが見られる。

両生類：カスミサンショウウオ、イモリ、ヒキガエル、アマガエル、アカガエル、ツチガエル等が見られる。

魚類：壱岐近海は屈指の好漁場で、多くの沿岸魚とともに、ブリ、ヒラマサ（ヒラス）、カツオ、サワラ、アジ、サバなど 111 科・286 種が記録されている。そのうち海産魚が 269 種、淡水魚が 17 種である。淡水魚は、アブラボテ、カワムツ、フナ、コイ、ドジョウ、ウナギ、メダカ、マハゼなどが普通に見られる。

海岸動物：原索動物（イソボヤ等）、棘皮動物（ムラサキウニ、クモヒトデ等）、節足動物（カキ、サザエ、マダコ等）、環形動物（ケヤリムシ、ミゾヒキゴカイ等）、腔腸動物（ヨロイイソギンチャク、ノウサンゴ等）が見られる。

昆虫：昆虫の種の数は推定 2,000 ～ 3,000 種といわれ、北部九州の昆虫相に類似している。山地が低平で原生林がほとんど無い為、特に目立った種は無い。



タヌキ



アマサギ



アマガエル

⑥ 地質

1973年に壱岐団体研究会により壱岐の層序が示されている。

それを基に下位より、勝本層群、壱岐層群、芦辺層群、郷ノ浦層群の4層に大別される。勝本層群は、壱岐島の基盤を成すもので、勝本町周辺の諸島や海岸沿いに露出する他、湯本湾周辺、谷江川流域等に分布する。主として砂岩・頁岩の互層よりなる。壱岐層群は第三系火山岩に相当し、長者原累層、若松累層、久喜累層、物部累層、初瀬累層の5つからなる。芦辺層群は、壱岐島全域に発達するアルカリかんらん石玄武岩類を主とする。壱岐層群を不整合に覆い、数枚以上のスコリア薄層を挟み、ほぼ水平にあり、島全域に分布し台地を形成している。

郷ノ浦層群は島内に散在する墳石丘である。角上山南方では芦辺層群の台地状玄武岩の侵食谷を覆う玄武岩類があり、芦辺層群とはかなりの時間を隔てて活動したものと考えられている。

長者原珪藻土層からは、大陸系淡水魚の化石が発見されている。1971年には、芦辺層群湯ノ本累層から、現在の象の祖型で約1200万年から200万年前にアジア大陸に生息していたといわれるステゴドン象の化石が発見されており、これらは日本列島と大陸のつながりを解明する資料として重要なものである。

| 地質年代 | 層 序   |                                    |  |
|------|-------|------------------------------------|--|
| 第四紀  | 完新世   | 沖積層                                | 大 左 右 貝 化 石 層  |
| 更新世  | 段丘砂礫層 | 古 砂 丘 砂 層                          |  |
|      | 郷ノ浦層群 | 噴石丘堆積物、岳ノ辻・津ノ上山玄武岩、男岳女岳安山岩、立石国分玄武岩 |  |
| 第三紀  | 新新世   | 芦辺層群                               | 湯ノ本累層、降下軽石堆積層、筒城玄武岩、棚江原泥炭層、馬ノ瀬礫層                       |
|      |       | 壱岐層群                               | 物部累層、長者原累層   |
|      | 後期中期  | 壱岐層群                               | 今坂泥岩層、角閃石粗面岩、8.5Ma <sup>2)</sup> 、長者原ケイソウ頁岩層、ソレアイト質玄武岩 |
| 漸新世  | 石英斑岩  | 20Ma <sup>1)</sup>                 | 1) 林(未発表)による<br>2) 松本(ほか(1977))による                     |
| 古第三紀 | 始新世   | 勝 本 層 群                            |  |

壱岐島地質層序表 (「日本の地質 9 九州地方」1992年 日本の地質九州地方編集委員会編より)



魚類化石 (イキウス・ニッポニクス)



ステゴドンゾウ化石 (牙)

## 第2節 歴史的環境

### ① 原始

壱岐市内では、旧石器時代の遺物として黒曜石を材料としたナイフ形石器や台形石器等が確認されている。対馬では旧石器時代の遺跡は確認されていないが、壱岐では既に人々の生活が行われていたと推定される。

縄文時代に入ると西海岸沿いに遺跡が所在するようになるが、内陸部の痕跡は希薄である。勝本町の松崎遺跡は湯ノ本湾の潮間帯に位置し、曾畑式土器・阿高式系土器などが出土する縄文時代前期から後期の遺跡である。朝鮮半島南岸地域の楡目文土器が採取され、この時代における朝鮮半島との繋がりを示している。郷ノ浦町の鎌崎遺跡からは石製銚先などが発見され、同町の名切遺跡では縄文時代中期後半を中心とした30基を超えるドングリ貯蔵穴が潮間帯から検出されている。

弥生時代になると、壱岐は「魏志倭人伝」に「一大國（一支國の誤記とされる。以下、「一支國」とする）」として記される。その状況は「(対馬國から)南に瀚海という海を渡り、千里余行くと、「一支國」に着く。長官は卑狗、副官は卑奴母離と呼ばれている。広さは四方三百里ばかり。竹林・叢林が多く、三千ばかりの家がある。やや田地があるが、食べるに足りない。南北に海を渡って米などを買っている。」というもので、当時の壱岐を知る貴重な記述である。

島内では約60カ所の弥生時代の遺跡が確認されているが、原の辻遺跡（芦辺町・石田町）は其中で最大の規模を誇り、出土した遺構と遺物は質・量共に市内の他の弥生時代遺跡をしのいでおり「魏志倭人伝」に記されている「一支國」の王都に特定されている。原の辻遺跡は弥生時代前期後葉には集落が形成され、多重の環濠に囲まれた高台と低地の約18haの範囲で居住が始まったと考えられる。高床建物跡、船着き場、埋葬施設、祭儀場などが発見されており、高度な技術をもって治水工事・土木工事を行い、大規模集落を築いていたと考えられる。また船着き場に近接する低地では、朝鮮半島系無文土器や擬無文土器、三翼鏃など中国系の遺物が集中して出土しており、この地区には大陸系の人々が居住し、船着き場を利用した市が存在した可能性が高い。

その他の重要な遺跡としてカラカミ遺跡（勝本町）と車出遺跡（郷ノ浦町）がある。

カラカミ遺跡は原の辻遺跡と同時期の弥生時代前期後葉頃に始まる。高地に位置し環濠を巡らせており、原の辻遺跡より規模が小さいが、国内最古の文字資料や大溝・炉跡などの貴重な遺物・遺構が確認されている。車出遺跡は弥生時代中期に始まる。この時期には原の辻遺跡は集落として発展しており、幡鉾川上流に位置し、西側の低い丘陵を超えると対馬を望む半城湾に出ることから、島内外から幡鉾川を下って原の辻遺跡に入



原の辻遺跡出土品



カラカミ遺跡 出土状況

る物資の搬入拠点、島西部の管理拠点としての役割を果たしていたと考えられる。

『壱岐国続風土記』には、壱岐島に 338 基の古墳があったと記されている。また平戸藩主松浦静山の『甲子夜話』には天保 8 年（1837）に 296 基の古墳があったと記されている。現在でも壱岐市には長崎県内に残る古墳の約 6 割、約 280 基の古墳が確認されている。編年的には 4 世紀まで遡るものはなく、最古期のものの 1 つに 5 世紀後半の築造と考えられる芦辺町の大塚山古墳がある。直径 14 m、高さ 2 m 程の円墳で、壱岐では最古級の竪穴系横口式石室を内部主体とする。6～7 世紀になると島央の国分地区周辺に大型古墳が集中して築造された。現存する 280 基のうち 90 余基が、勝本町南部から芦辺町西部にかけての直径 800 m 円内に集中している。長崎県内最大規模の前方後円墳である双六古墳は、全長約 91 m、後円部の高さ 10 m に比べ前方部は高さ 4 m、長さ 44 m と低く長い独特の形態をとる。また、巨石を用いた石室を持つ大規模円墳として、笹塚古墳、兵瀬古墳、鬼の窟古墳などがある。笹塚古墳は直径 66 m、高さ 10 m であるが、ここから出土した金銅製馬具は国重要文化財となっている。石室は長さ 15 m 余を有し、構造や構築方法は長崎県最大規模の石室を持つ鬼の窟古墳と全く同じ平面形であり、強い類似性を持つ。このような古墳の規模や副葬品などから、壱岐の首長と中央政権との強い結びつきが窺えるが、これも中国大陸や朝鮮半島との中継地点としての、壱岐の政治的・国防的重要性に起因するものと考えられる。



大塚山古墳



笹塚古墳出土品

## ② 古代

大化の改新以降の律令による中央集権国家体制の形成に伴って、全国に国郡が設置された。九州の諸国には、『続日本紀』に「九国三島」と見え、このうち三島が壱岐・対馬・多岐を指していることはほぼ疑いなく、壱岐は国に準じる扱いを受けていた。国には大・中・下の等級が設けられていたが、『延喜式』によれば、壱岐は下国で、壱岐・石田の 2 郡が置かれ、また近・中・遠のうち遠国であった。令の規定で下国は国司として守 1・目 1 人、書記役として史生 3 人と決められており、国司の四等官のうち介・掾は置かれていない。ただし、天平 10 年（738）の「周防国正税帳」には、「壱岐島掾従七位下間人宿祢玉浦」と見え、『延喜式』の記載と異なり、「掾」の存在が確認できる。

壱岐国司の職掌は、一般の国司の職掌以外に「惣べて鎮捍（寇賊の防禦鎮定）、防守、及び藩客の帰化を知る」（『令義解』）と対馬・日向・薩摩・大隅などの国々とともに対外的防備の役割が付加されており、令の制度上特別地域として規定されていた。

元和本『倭名類聚抄』巻五によると、田は 620 町、壱岐郡に風早・可須・那賀・田河・鯨伏・

潮安・伊宅の各郷が、石田郡に石田・物部・篁原・沼津の各郷があり、国府は石田郡にあった。また、高野山本『倭名類聚抄』巻九には駅家として壱岐郡に伊周、石田郡に時通の名が見える。

壱岐の国府はその成立について不明な点が多いが、天平2年(730)正月、大宰帥大伴旅人宅に集まって開かれた梅花宴で、壱岐守板氏安麻呂及び壱岐目村氏彼方が歌を残しており、少なくともこの頃までには成立していたと思われる。この国府の所在地は諸説あるが、未だに特定されていない。

国分寺については「壱岐島直氏寺を島分寺と為す。僧五口を置く。」(『延喜式』)と壱岐直の氏寺を転用した。ただしこれがいつの段階で行われたのかを示す史料はない。

国分尼寺については、天平16年(744)の詔で「四畿内七道の諸国、国別に正税四万束を割き取りて、以て僧尼両寺に入ること各二万束、毎年出挙して、其の息利を以て永く造寺の用に支へよ」(『続日本紀』)とあり、出挙の利を造寺料に充てさせたが、壱岐についてはこの詔に続いて「壱岐島、肥前国分を充つ」(『類聚三代格』)と、壱岐内ではまかなえなかったようである。こののち国分尼寺が壱岐に置かれたかは不明である。

壱岐は国境の島でもあったことから、大陸・半島と日本の接点として、新しく華やかな文化が往来していた。しかし一旦外交上の問題が起こると、国防の最前線として幾多の外敵の侵入を受けた。

- ・ 天智2年(663)朝鮮半島の白村江での日本の敗戦を受け、九州各地の防衛が強化されるが、翌天智3年、最前線である壱岐にも防人と烽が置かれている。延暦14年(795)壱岐・対馬を除いて防人を廃止し、また同23年には壱岐の防人も廃止され壱岐島の兵士300人を分番して配置している。
- ・ 承和2年(835)大宰府が、新羅商人の往来が絶えず、壱岐の防衛も不十分なため、島民330人を雇い兵仗を持たせた14ヵ所の要害の地に配置することを請い、認められている。
- ・ 寛平6年(894)大宰府は壱岐の官舎などが新羅の賊にことごとく焼かれてしまったことを報じている。
- ・ 寛仁3年(1019)刀伊の賊船50余艘が対馬に来襲、次いで壱岐を襲いさらに大宰府に向かっている。壱岐島講師常覚の報告によると、壱岐守藤原理忠ら国司・島民の多数が殺害されている。



壱岐国分寺跡

### ③ 中世

鎌倉時代の壱岐国守護については、初期の史料を欠いており、詳しいことは分らないが、寛元2年(1244)の「相馬胤継奉施行状」が守護代に充てられていることから、その存在をうかがうことができる。守護の名前が現れるのは、文永10年(1273)の「少弐(武藤)資能施行状」においてで、武藤氏の守護管国に壱岐の国名が見える。以後、壱岐国の守護については史料を欠くが、これ以降も武藤氏によって守護職が保持されたものと考えられる。なお、この武藤氏は鎌倉時代中期以降、少弐氏を称している。

国境の最前線である壱岐は、常に外敵の脅威にさらされており、元寇(文永・弘安の役)では、壊滅的な打撃を受けた。対馬を侵略した元軍は、文永11年(1274)10月14日、壱岐の西海岸に現れた。上陸したのは香椎・鯨伏付近とされている。守護代平景隆は御家人百余騎で迎え撃ったが、圧倒的な兵力を持つ連合軍の攻撃により居城の樋詰城に退いて自害した。また、『高麗史』によれば、文永の役に参加した高麗兵は壱岐の人々千人余を殺害したという。

7年後の弘安4年(1281)、元軍は再び来襲。5月26日、東路軍は壱岐の「忽魯勿塔(勝本か)に向かい、風に遭って兵士113人、梢工・水手36人が行方不明となっている。また「八幡愚童記」によれば、「また弘安四年五月二十一日、蒙古の賊船おそひ来る、(中略)壱岐対馬より上りて、見かくる者を打ころしらうせきす、国民さへかかねて、妻子を引具し深山に逃げかくれにけり、さるに赤子の泣こゑを聞つけて、搜りもとめて捕けり」と状況を伝えている。

室町時代の壱岐の情勢を記した史料に朝鮮王朝の申叔舟が著した『海東諸国紀』がある。同書の「一岐島」の部分には、「郷七。水田六百二十町六段。人居は陸里十三、海浦十四なり。東西は半日程度、南北は一日程度なり。志佐・佐志・呼子・鴨打・塩津留分治す。市は三所有り。水田と旱田は相半す。土宜は五穀。収税は対馬の如し。」と記されている。7郷として、加愁(加須)・唯多只(湯岳)・古仇音夫(国分)・小于(庄か)・無山郡(武生水)・時日羅(志原)・郎可五豆(鯨伏か)の各郷が見える。これらを支配していたのは、志佐氏以下のいずれも松浦党の一員で、彼らによって分治されていた。

また、13里と14浦の地名と戸数として、それぞれ1360余戸、700余戸、総計2060余戸と記されている。同書の「日本国一岐島之図」には、筑前博多から世渡(瀬戸)浦・風本(勝本)浦を経て対馬に至る航路、肥前上松浦から毛都伊(本居)浦を経て対馬に至る航路が見える。



文永の役新城古戦場

#### ④ 近世

豊臣秀吉は、天正 19 年 (1591)、朝鮮出兵 (文禄・慶長の役／壬辰・丁酉の倭乱) にあたり、肥前国名護屋城の築城を九州の諸大名に命じ、あわせて平戸の松浦鎮信に壱岐の勝本城構築を命じた。この勝本城について「壱岐国続風土記」三・可須邑・郷邑之部一には、「勝本浦の頂上にあり、(中略)、其旧城を見るに、子城の址東西三十六間、南北三十二間、周囲二町五十六間半」と記されている。

戦国期に平戸松浦氏領となった壱岐は、関ヶ原の戦い後も引き続き松浦氏が領有し、平戸藩領として明治維新に至っている。慶長 9 年 (1604)、江戸幕府に提出した「平戸分領并壱岐島田畠惣目録」によると、壱岐には 25 の村と 2 つの島があり、総石高は 15,732 石余、他に寺社領として 250 石余があった。一方、幕末期の数字を記した『旧高旧領取調帳』九州編には、壱岐郡 11 ヲ村、18,981 石余、石田郡 11 ヲ村、16,061 石余、合計 22 ヲ村、35,042 石余とあり、江戸時代の石高の増加が見て取れる。

また、「壱岐国続風土記」一・提要上によれば、寛政 10 年 (1798) には、戸数 6,385 軒 (武家を除く)、人数 27,740 人 (武家を除く)、酒家数 38 軒、麴家数 37 軒、神社数 836 座、寺院数 378 ヲ所、馬数 25 疋、牛数 7,267 疋、船数 373 艘とある。

江戸時代の壱岐は朝鮮通信使が寄港した島でもある。享保 4 年 (1719)、通信使に製述官として随行した申維翰の記録『海游録』には、勝本浦の様子として「浦口は水が浅くて入れない。船を連ねて陸橋を作り、その上に板を設け、左右を竹欄となし、重純席 (太く束ねた糸で編んだ敷物) を敷き、まっすぐ使館までいたる」と述べ、また「浦を隔てて民屋わずかに百戸。黍や豆が疇 (はたけ) に満ち、あるいは稲田には穂を出す (中略)。倭の言によれば、土地が上々で、民がみな農につとめ、飢える者がいないという。海中の狐島とはいえ、形は釜を覆したようなどころすら必ず過半は開墾し、新穀がよく繁茂している」と記している。



勝本城跡



朝鮮通信使迎撃所神皇寺跡

## ⑤ 近代

平戸藩は幕末の壱岐の防備のために、大砲を備え、家臣を強化し、非常用兵糧米の備蓄や、武具・馬具の備えなど防備体制の準備を命じている。寛政10年(1798)には若宮島遠見番所と岳ノ辻遠見番所に合計19名を配備している。また、嘉永2年(1849)には異国船御手当用法條目を定め、異国船を発見した際の合図・連絡方法や防衛を命じている。壱岐の勝本沖に異国船が姿を現したのは、浦賀の黒船来航より5年早い嘉永2年(1849)1月23日で、辰の島の北方4～5里の海上に現れた。その後も数回出現している。

明治2年(1869)2月、平戸藩主松浦詮は藩籍を奉還し、明治4年7月には藩を廃止して平戸県となり、さらに同年11月に長崎県となった。壱岐には長崎県の出張所が置かれた。

明治6年(1873)に地租改正が行われ、壱岐では地割制度による割地がそのまま個人所有地として認められた。しかし、農民の負担が増えたことから全国的にも騒動が起きた。このころ壱岐においても犬狩り騒動と呼ばれた農民一揆が起きている。

明治11年(1878)、郡区町村編制法が制定されたことにより、壱岐郡と石田郡の2郡となり、22村に分けられる。明治29年(1896)、郡区町村編制法施行により、全域が壱岐郡となる(石田郡消滅)。大正15年(1926)壱岐郡役所を廃止し、長崎県壱岐支庁を設置する。

近代においても辺境の地である壱岐は防衛の要であり続けた。大正11年(1922)にワシントン軍縮条約により、日本は軍艦の削減を迫られた。軍部はその軍艦の主砲を利用して秘密要塞を計画し、黒崎と大島に砲台が造られた。壱岐は全島が要塞地帯となり、撮影やあらゆる事項の制限・禁止・検問が課された。黒崎砲台は昭和3年(1928)に着工し昭和7年に竣工、翌8年以降、試験・訓練射撃は行われていたが、敗戦まで一度も実戦に使用されることなく、昭和25年、米軍の指示により解体撤去された。

戦後、昭和28年に、離島の後進性を防ぐために制定された離島振興法や昭和30年の町村合併などにより、壱岐の島も復興していく。1960～70年代の高度成長期には、島内においても農漁業だけでなく商工業が成長し、人々の生活様式も変化していく。それと同時に伝統芸能や壱州弁などが変化し衰退していったことも事実である。

その後、平成16年(2004)、郷ノ浦町・勝本町・芦辺町・石田町が合併し、現在の壱岐市となった。



黒崎砲台跡

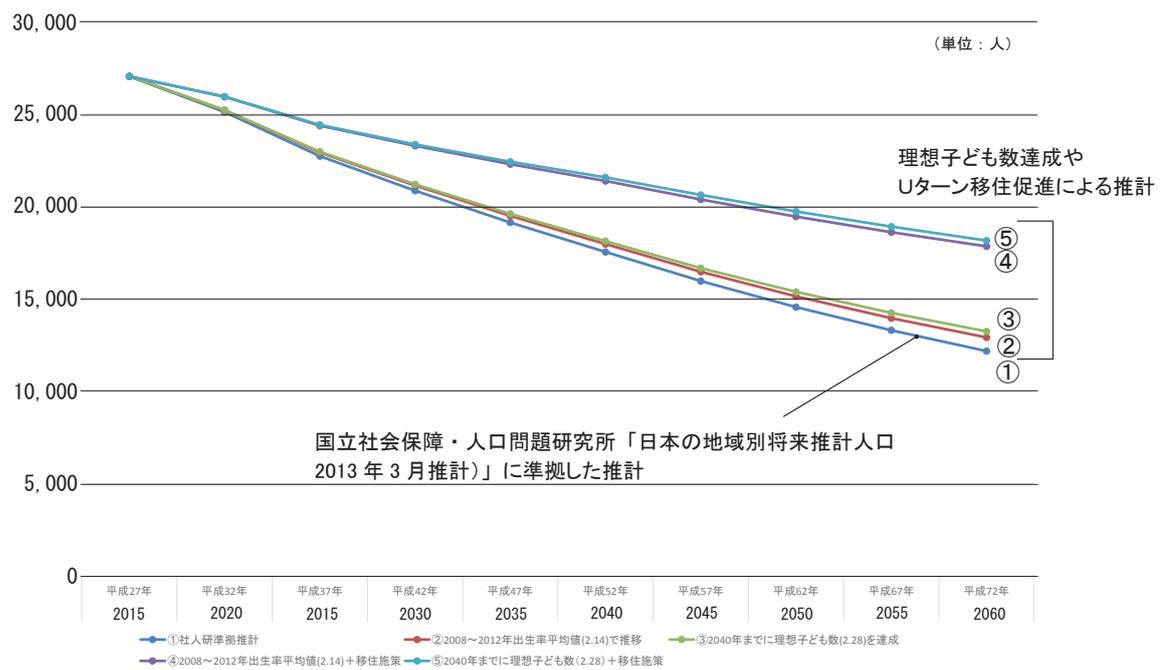
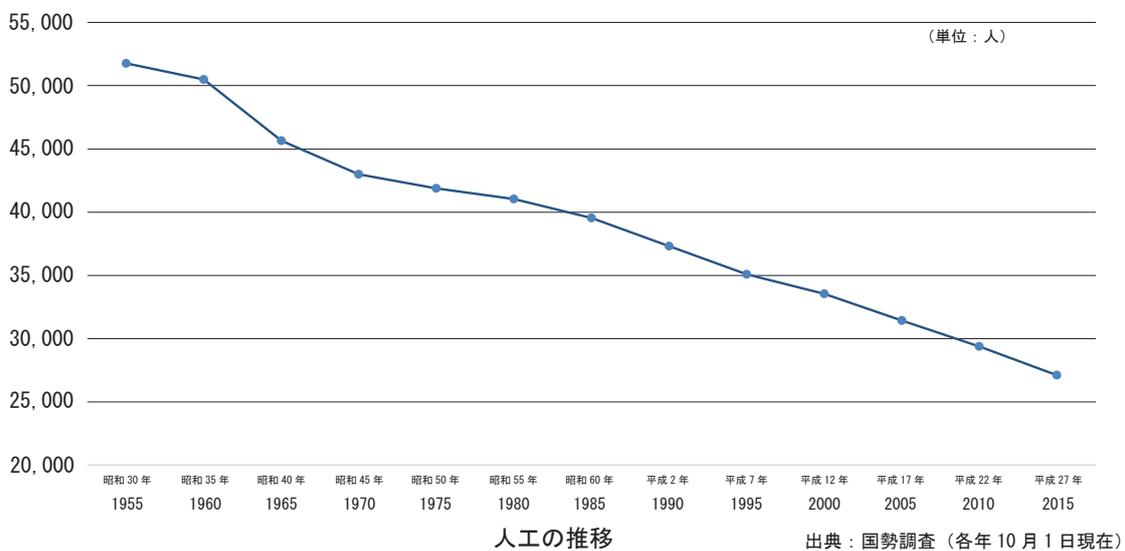
### 第3節 社会的環境

#### ① 人口

彦岐市の総人口は、1995年（昭和30）には51,765人（10月1日時点）であったが、2017年11月末時点には27,235人（男性：12,995人、女性：14,240人、11,656世帯）にまで減少した。

将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口2013年3月推計」に準拠した推計によると、2060年には12,179人と、現在の半分以下となる。

今後の対策として「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、理想子ども数の達成や島内へのUターン移住促進により2060年時点で18,000人を確保できるとしている。



## ② 交通

九州本島からのアクセスは、飛行機と船による。飛行機は長崎空港から壱岐空港まで約 94 km、約 30 分である。

船は高速船とフェリーが運航しており、博多港と郷ノ浦港または芦辺港、唐津東港と印通寺港をそれぞれ結んでいる。

島内に鉄道は通っておらず、移動はバスやタクシー、自動車を利用することとなる。道路網は島内全域に敷かれており、国道 382 号線が島の南東部の石田町から西部の郷ノ浦町を経て北部の勝本町を結んでいる。他に県道 10 路線、市道 3926 路線がある。

## ③ 産業

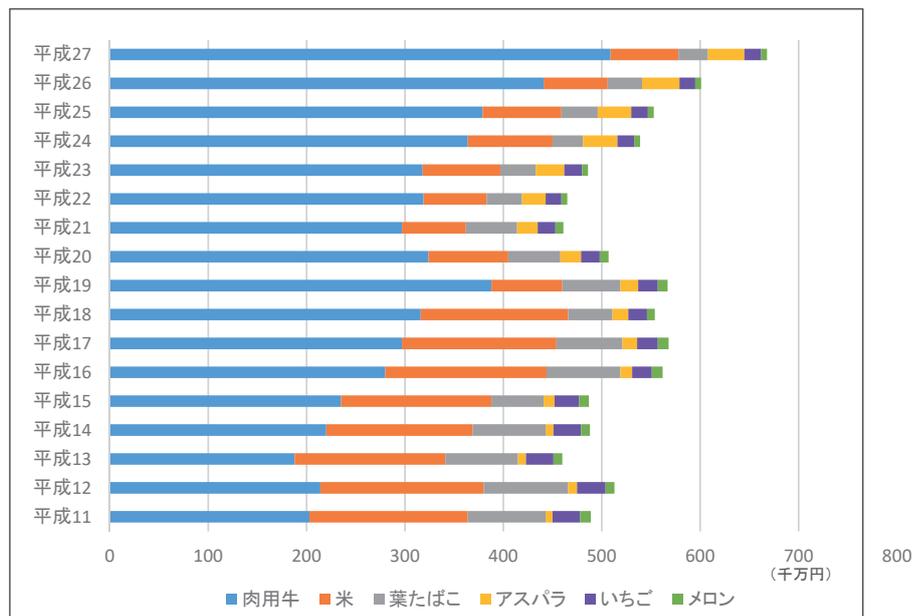
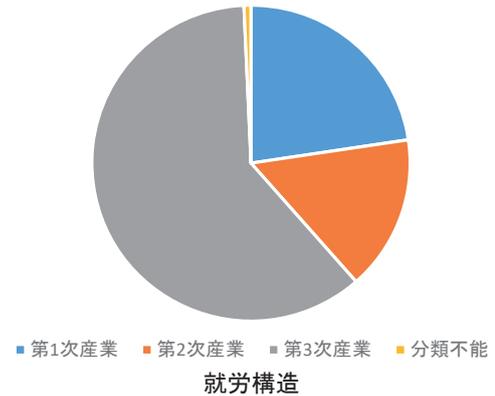
就業構造は、就業人数合計 13,029 人のうち、第一次産業は 2,657 人、第二次産業は 1,945 人、第三次産業は 8,402 人となっている（平成 27 年国勢調査）。

農業：水稲、葉タバコ、肉用牛（壱岐牛）の基幹作物を中心に、メロン、いちご、アスパラガスなどの施設農園や野菜・花きなどを取り入れた複合経営が主体となっている。

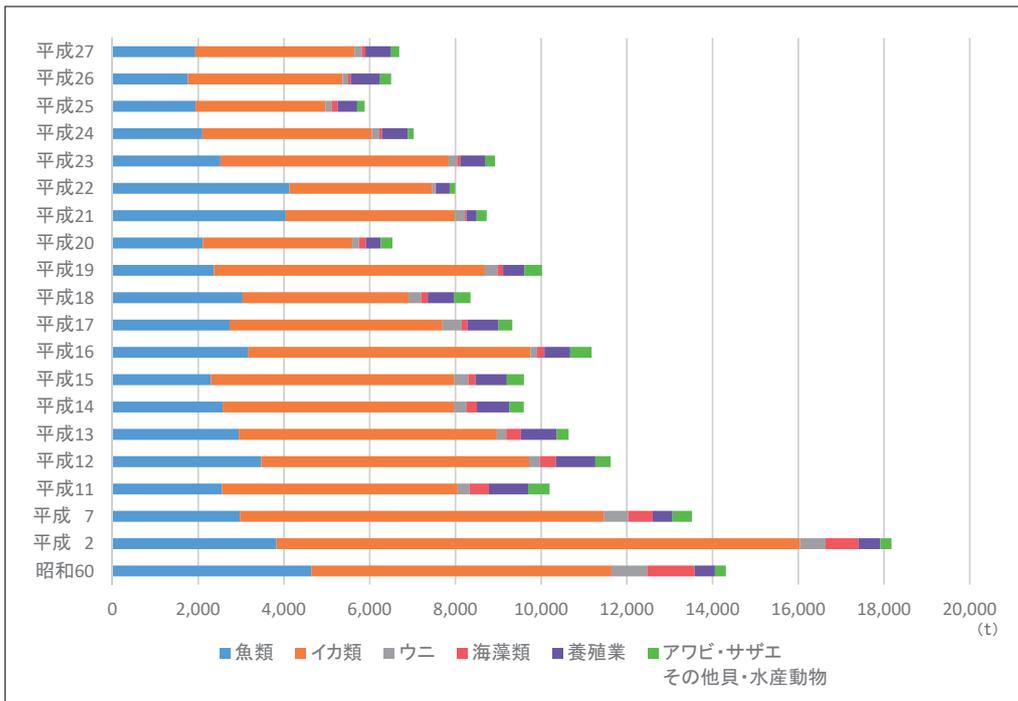
水産業：好漁場に恵まれ、平成 28 年末の登録動力漁船は 1,613 隻で、イカ、ブリ、マダイ、マグロなどを主要漁獲としている。また、岩礁地帯が多いことから、アワビ、ウニなどの磯根資源も豊富である。

商工業：壱岐焼酎やウニ加工業、中小造船業等が中心であるが、近年は全体として低迷傾向にある。16 世紀ころから作られていたといわれる壱岐焼酎は、平成 7 年度に WTO（世界貿易機関）より「地理的表示」が認められた。現在は 7 つの蔵元がある。

観光業：観光資源として、歴史文化や自然環境などに恵まれているものの、市の年間観光客数は、平成 3 年の 75 万人をピークに平成 14 年度以降は減少傾向にある。観光シーズンは夏期である。



農畜産物出荷額



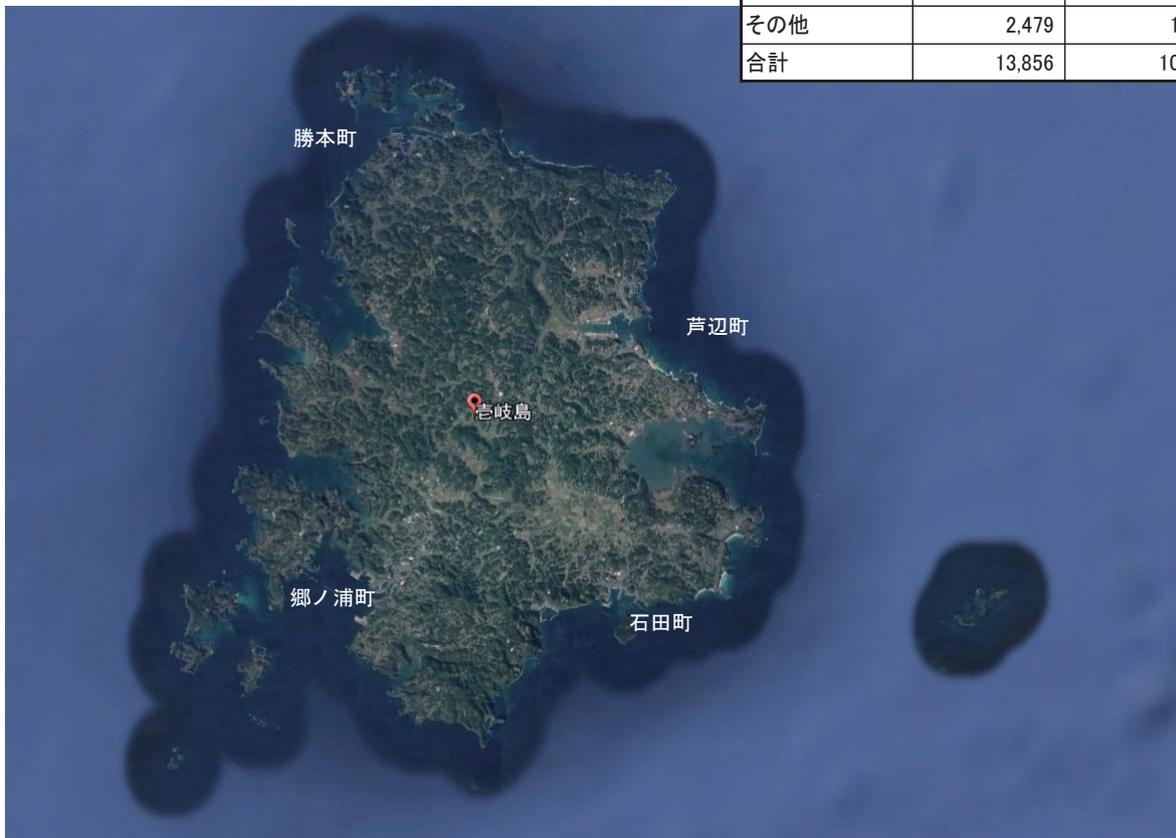
主要魚種別漁獲量

④ 土地利用

土地利用について、平成 22 年時点の状況を表に示す。森林の占める割合が約 35%と最も多く、次いで農用地が約 28%となっている。

土地利用 (H22.10.1時点)

| 地目       | 面積 (㎡) | 割合 (%) |
|----------|--------|--------|
| 農用地      | 3,900  | 28.1   |
| 森林       | 4,877  | 35.2   |
| 原野       | 868    | 6.3    |
| 水面・河川・水路 | 315    | 2.3    |
| 道路       | 761    | 5.5    |
| 宅地       | 656    | 4.7    |
| その他      | 2,479  | 17.9   |
| 合計       | 13,856 | 100.0  |

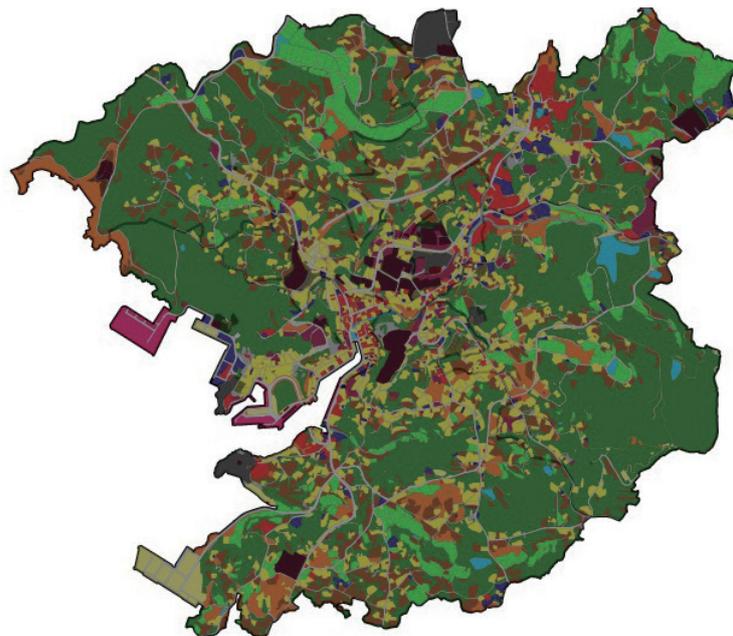
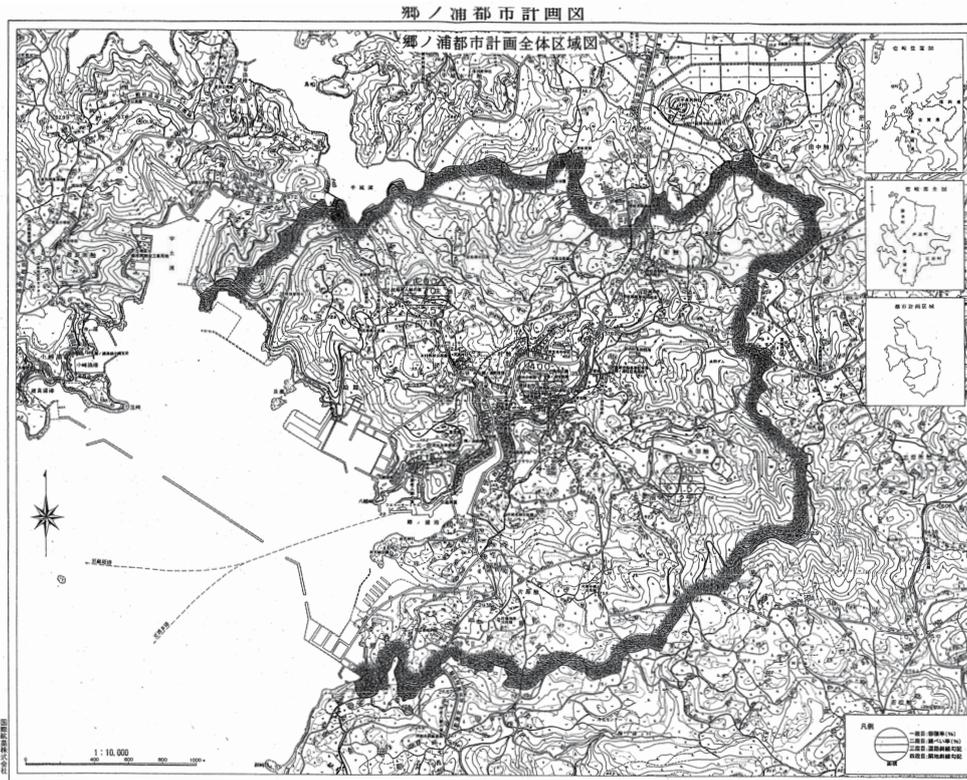


壱岐全島空撮 (google map 使用)

⑤ 都市計画

都市計画法に基づく都市計画区域が指定されている。なお、用途地域の指定は無い。

都市計画区域：老岐市郷ノ浦町（郷ノ浦、本村触、庄触、東触、永田触、片原触）



凡例

都市計画図（郷ノ浦町）